

第 4601 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 10月 31日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 商業・サービス中小企業活性化税制の要望

Q：中小企業やサービス業を活性化するための税制の新設要望が出されているようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような要望が出されています。

【解説】

厚生労働省では、経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業にとって、消費税の二段階引上げは、経営体力に深刻な打撃を与え、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域の経済、雇用に大きな影響を与える可能性があることから、中小商業、サービス業の魅力の向上や業務改善に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図ることが必要であるとして、次のような特別償却制度又は税額控除制度の新設を要望しています。

(1)対象業種等：卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は中小法人

(2)対象設備の要件：

①建物附属設備 取得価額 1台60万円以上

②器具・備品 取得価額 1台30万円以上

(3)特別償却又は税額控除の選択適用

特別償却：取得価格の30%

税額控除：取得価格の7%

